

令和4年度第1回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時	令和4年7月28日(木)	午後5時57分	
開催場所	和歌山労働局6階会議室	午後6時40分	
出席状況	公益を代表する委員	出席3名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名

○事務局(上田)

ただ今から、第1回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は第1回目の会議ですので、部会長が選出されるまで事務局で議事を進めたいと思います。

まず初めに委員の紹介ですが、全員が審議会委員からの選出ですので、お手元の資料1の専門部会委員名簿とお席の名簿を御参照いただくことで紹介とさせていただきます。

委員の出席状況と会議の成立状況について報告いたします。委員9名中、公益委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名に出席いただいております。

したがいまして、最低賃金審議会令第6条第6項において準用する第5条第2項の規定による定足数である各代表の3分の1以上、又は全体の3分の2以上をいずれも満たしており、本部会が成立していることを報告いたします。

次に、本会議は公開審議としており、7月1日付けで傍聴公示をしておりましたが、傍聴の希望はございませんでした。

それでは、開会に先立ちまして、まずは専門部会の審議事項を確認いたします。

専門部会で実質的に最低限審議決定をする必要のある事項は、最低賃金額、当該最低賃金において算入しないことを定める賃金の範囲、効力発生日の3項目でございます。

結審しましたら、専門部会から審議会本審に対する報告書を作成していただきます。

参考までに、資料5として昨年度の報告書をお配りしておりますので御参照ください。

昨年度の報告の別紙1を見ていただきますと、改正決定で記載する項目のうち、1から3、適用する地域、使用者、労働者についてはあらかじめ最低賃金法で定まったものです。

4番目が審議の中心となる改定後の金額で、最低賃金法第3条に基づき時間額で定めます。

5番目の「この最低賃金において賃金に参入しないもの」は精皆勤手当、通勤手当及び家族手当となっておりますが、これは中央審議会で示された考えに基づくも

ので、全国全て同様となっておりますので、通常、具体的に審議していただく必要はありません。

6番目は効力発生日で、最低賃金法では公示から30日後が効力発生日となりますが、それ以降の具体的な日を定めることも可能です。

具体的な日を定める必要がない場合は通常「法定どおり」としていただきますが、日を指定する場合には具体的な年月日を記載します。

その他、最低賃金は生活保護施策との整合性について確認することとなっておりますので、別紙2として県最賃と生活保護との比較についての報告も付記されております。

これについては中央最低賃金審議会の平成20年度目安答申で示された公益委員見解に基づく算出方法により記載しております。

これらの文面は専門部会の決定に基づいて事務局が案を作成して、委員の御承認を得て施行する流れになります。

そして、全会一致の結審の場合は、第1回本審での議決により専門部会での決議が審議会での決議となりますので、併せて審議会会長名により労働局長宛ての答申書も作成し、御確認いただくこととなります。

以上のような内容、流れになりますが、よろしいでしょうか。

それでは、専門部会の第1回目の会議に当たりまして、労働基準部長の酒井から御挨拶を申し上げます。

○事務局（酒井）

労働基準部長の酒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審に引き続きとなりますけれども、先ほどの本審で局長の小島からもお話がありましたとおり、本日まだ中賃において目安が答申されていないというような状況の中でございます。

なかなかそういった中で第1回の専門部会ということで細かい金額と審議というのは困難かなというところもありますが、今後も審議日程が非常にタイトになってくるということも十分考えられるところでございます。

なにとぞ円滑な御審議に御協力のほどよろしくお願いいたします。

○事務局（上田）

議題に入る前に、本日配付しております資料について、簡単に御説明いたします。

資料1は、専門部会の委員名簿です。

資料2は、専門部会の運営規程です。昨年度改正された箇所について簡単に説明します。

第3条は昨年度の改正部分で、部会長が必要と認める時は、テレビ会議システムにより会議に出席することができることとなりました。

第6条も昨年度の改正箇所です。議事録を作成した場合、議事録には部会長と部会長が指名した委員の署名が必要とされていましたが、改正により不要となっています。

なお、例年のこととなりますが、金額審議の部分は率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるということで非公開としており、傍聴の申込みがあった場合は、金額審議の部分に差し掛かった時点で退席していただいております。今年度の対応については、後ほど御判断をいただければと思います。

資料3は、最低賃金と生活保護費との比較データです。後ほど改めて御説明します。

資料4は、昨年、令和3年6月実施の賃金実態調査の結果から、昨年の改正前の831円の未満率と、改定後の859円の影響率について、業種と規模ごとにまとめた一覧表です。昨年の改定によってどの業種が影響を受けたのか確認いただけるかと思っております。

資料5は先ほど御覧いただいた昨年度の部会報告書です。付け加えまして、先ほど本審でお示しした資料8「和歌山県最低賃金に関する実態調査」の結果報告について、金額審議の際にも参考としていただく資料でございますので、簡単に御説明させていただきます。

この調査資料は、最低賃金審議会の資料とするために全国同じ基準で調査を行っておりまして、対象は99人以下の製造業、情報通信業と29人以下の卸売・小売業、飲食サービス業、宿泊業、医療、福祉及びその他のサービス業となっております。6月1日現在の賃金の実態としまして、事業場の労働者5,190人分の回答を得て集計しております。

経済センサスの事業所情報では、調査対象の業種、規模の労働者が県内に約13万2千人おりますので、回答を得た5,190人分のデータを、業種、規模ごとに約13万2千人まで復元したものでございます。

少し飛ばしまして、6ページの各指数の状況を御覧ください。大きく上半分は一般とパート労働者を合わせたもの、下半分はパート労働者のみとなっております。それぞれ業種ごとに第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数を示しております。

資料の冒頭に定義は記載しておりますが、第1・20分位数とは労働者の賃金を低い者から順に並べ、20等分して、低い方から20分の1の順位に当たる数値です。

一般パート合計、パートのみ、いずれも製造業、卸売・小売業などの第1・20分位数に、最低賃金ぎりぎりの859円が見られます。

次に7ページの賃金分布のグラフですが、令和3年の青の棒と令和4年の赤の棒グラフを並べて表示しております。

上下のグラフとも、860円台、900円台、990円台のところなどに一定のピークが見られます。

総括表を簡略化したのが9ページの表で、現行の最低賃金から1円上がることに影響率がどのように上がっていくかを表したものです。切りの良い860円、870円などに該当労働者が多いので、そこを超えることに影響率が少し上がるということがお分かりいただけるかと思います。

以上、簡単でございますが資料の説明とさせていただきます。

配付資料についての御質問等がございましたら、この後の資料に関連する議題の中でお伺いしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります。

まず議題1の部会長及び部会長代理の選出ですが、最低賃金法第24条の規定では、公益を代表する委員のうちから委員を選挙することになっておりますが、当専門部会では、従来から公益委員の互選により部会長及び部会長代理を選出して承認いただいております。

今回もこの方法により選出していただくということで、よろしいでしょうか。

異議なし

それでは公益委員で御協議いただきまして、選出をお願いしたいと思います。

公益委員で協議

○富山委員

協議した結果、部会長を私、富山、それから部会長代理を岡田委員が担当することになりました。

○事務局（上田）

公益委員の方で御協議いただきまして、部会長に富山委員、部会長代理に岡田委員を選出していただきました。

御意見等ございませんか。

意見等なし

なければ部会長を富山委員、部会長代理を岡田委員にお願いし、これ以降の議事の進行を富山部会長に引き継ぎます。

富山部会長、よろしく願いいたします。

○富山部会長

ただ今、専門部会の部会長を務めさせていただくことになりました富山です。よろしく願いします。この前の意見にもありましたようにコロナの第7波というこ

とで感染者の拡大が続いていて、経済に与える影響も不透明な状況が続いております。それから、中央審議会での目安もまだ発表されていない状況ですが、和歌山における最低賃金の決定についても、労使双方、それから公益委員の皆様の活発な審議をお願いしたいと思います。それではよろしく申し上げます。

では次に、議題2の運営規程6条による議事録確認担当委員の指名ですが、公益側は部会長が担当いたしますが、部会長以外の労使委員については、それぞれ1名を推薦していただき指名したいと思います。

労働側はどうでしょうか。

○濱地委員

労働側は濱地が担当させていただきます。

○富山部会長

はい。濱地委員お願いします。

それから使用者側は。

○児玉委員

はい。児玉の方でお願いします。

○富山部会長

児玉委員よろしく申し上げます。

それでは、労働者側は濱地委員。使用者側は児玉委員が推薦されましたので、指名することといたします。

議事要旨を作成する場合も確認していただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

それでは次にですね、生活保護との整合性について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（上田）

資料3を御覧ください。

中央最低賃金審議会の平成20年度目安答申で示された公益委員見解に基づく算出方法に基づき計算した生活保護と、最低賃金の比較計算の資料となります。

生活保護の最新公表データが令和元年度となりますので、令和元年度での比較となっております。

比較するのは若年単身者ということで、生活保護では18歳から19歳の単身世帯のデータを使用します。

まず生活保護ですが、食費や被服費に充てるものとしての第1類費、水道光熱費や家具什器費などに充てるものとしての第2類費を、県内地域による3つの級地

ごとに人口加重平均して月額69,320円程度と算出します。

次に、冬期の暖房費等に充てるものとしての冬期加算を1月平均額に換算して1,096円程度と算出します。

次に、年末に増加する食費等を補填するための期末一時扶助費を県内の級地で人口加重平均して月平均998円程度と算出します。

裏面になるのですが、これらを併せ生活扶助費を月額71,414円程度と算出します。

次に、住宅扶助費をその実績から1世帯当たりの月額として22,395円程度と算出し、これを生活扶助費に足し合わせて生活保護の月額を93,809円と算出します。

これに対して最低賃金ですが、令和2年度の和歌山県最低賃金である831円で週40時間、月にして173.8時間労働したと仮定した月額に、可処分額を算出するための係数0.817を掛けて、手取額を117,998円と算出します。

よって、最低賃金額が生活保護の水準を上回るという計算結果となります。

先ほどの本審でお配りしている中賃目安小委員会の資料2にも、全国のデータがグラフで示されておりますので、こちらも後ほど御参照いただけたらと思います。以上でございます。

○富山部会長

ただ今、事務局から説明がありました。御意見、御質問等ございますでしょうか。

意見・質問等なし

よろしいですか。

それでは、最後の議題であります金額審議に向けての基本的な考え方、あるいは目標等について、労使からそれぞれ御意見お伺いできればと思います。

まず労働者側、よろしいでしょうか。濱地委員お願いいたします。

○濱地委員

いまだ中賃が目安が示されていない中がございますけども、労働者側の意見を述べさせていただきたいと思います。

まずは事務局におかれましてたくさんの資料を御用意いただき、ありがとうございます。

コロナの関係でございますけれど、2019年からずっと変異しながらいまだに猛威を振っているという状況の中で、物価上昇もあり、県内の中小零細企業、又は労働者にとっても非常に厳しい状況であるということは、我々労働者側としましても十分認識しているところでございます。それらのことを踏まえた上

で我々の基本的な考え方でございますけれども、まず1点目は、2022年の春闘の実績でございます。連合は人への投資ということにこだわって、使用者側、労働者側が一緒になって、将来の会社のことを考えて春闘をやってきたという中で、これまで以上に賃上げの広がりや底上げができたというふうに評価しているところでございます。その賃上げの流れというものをしっかりと最低賃金に結び付けたい。社会全体の賃上げの流れにつなげていきたいと考えているところでございますし、賃上げにつきましても、連合集計、また経団連集計、ともに昨年度を上回る実績をとっているといった状況になります。

2点目でございますけれども、先ほども申し上げましたが、物価上昇。こちらはですね、我々労働者、取り分け最低賃金近傍で働いている人の生活というものは非常に厳しくなっているといったところでございますので、この物価上昇も本年の審議の重要なポイントであるというふうに考えているところでございます。

3点目でございますが、やはり、誰もが時給1,000円という目標がある中で、まだまだ低水準である和歌山の時給を何とか上げていかなければならないと考えてございますが、冒頭の意見陳述でもありましたように、そもそも日本の賃金自体が低いということで、諸外国に比べても相当低い水準であるということですから、将来的に外資系の企業に安い労働力を持っていかれるんじゃないかというところも心配しつつ、我々として一定の危機感を持ちながら、この最低賃金の審議に臨んでいかなければならないと考えているところでございます。

もちろん、最低賃金を引き上げるに当たっては、中小零細企業の支援策というものも必須にあるということをお願いしておきたいと思っております。

最後に連合として、全国的に10月1日効力発生日というものを意識しながら最大限努力していくというところの方針が示されてございますので、和歌山につきましてもそういったところで御理解をお願いしたいと思います。

以上が労働者側の総括的な見解でございますが、述べさせていただきます。また具体的には改めてお話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○富山部会長

はい。どうもありがとうございました。

それでは使用者側の方、児玉委員お願いいたします。

○児玉委員

児玉の方から使用者側の基本的な考え方を申し上げたいと思っております。

今、濱地委員から御指摘がありました現在の経済情勢につきましても、ほぼ同じ考え方でございます。

コロナに対する不透明感についてはですね、本日、どうやら和歌山県最高値を超える感染者が出て、第7波はまだ見通しが立っていないという状況がござ

います。これに対応できる中小零細の方々、特に飲食業、宿泊業、観光業、運輸、交通、そういった分野の方々が大変疲弊をしており、コロナ前の状況に至っていないという状況だと認識しております。

そこに加えてロシアのウクライナ侵攻に伴う資源高、また円安、エネルギー高、そういったことが企業に与える収益の悪化と収益を圧迫している。そうしたいくつかのマイナス要因が影響しているというような認識でございます。

そして今、基本的な御認識を濱地委員からお話がありました賃上げの状況、それから物価の上昇、これについては、昨年の審議が中央においても、データに基づいた審議が十分されてなかったのではないかと、特に昨年の目安委員会が28円、A B C D全て28円と、3.1%という上昇が示されました。このところの反省があって今現在中央の審議がなかなかまとまりにくいのが、恐らくデータに基づいた議論があるがために中央の審議が長引いているということを理解したいと思いますが、この地方の我々のところの審議においても、中央からまだ示されておきませんが、数字に寄りながら地方の実情に応じた審議を進めていきたいということでもありますので、今の賃上げの状況、物価の状況についても、一つのデータとして、そこは検討をそのときには考慮をしていくということは考えられると理解しています。とは言いながら、先ほどの紀州有田商工会議所の要望の中にもございましたが、賃金の支払い3要素。これについては1番我々とすれば企業の支払い能力、ここがあるのでどうかということについて、やはり十分注意をしていくということだと思います。併せて、最低賃金については法的効力が一律どの企業にも適用されるということでもありますので、先ほど申し上げたコロナ禍、このウクライナ情勢の中で大変苦しい企業さんにも、その一律最低賃金が適用されるということまで考えますと、やはり企業の支払い能力ということが十分こたえられる状況にはないのではないかと思います。ということも考え併せていかなければならないと思っております。ということで、いずれにしてもデータに基づいた、いわゆる納得感のあるような審議をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○富山部会長

はい。どうもありがとうございました。

他にはよろしいでしょうか。

ただ今、労働者側の方からは春闘の賃上げの流れを最賃につなげたいというお話。それから最低賃金でもなかなか生活が厳しい状況にある。その点も考慮してもらいたいということ。それから1,000円という目標が出ているわけですけど、日本の最低賃金は世界的に見ても低いんだというお話がありました。だからそれについても1,000円を目標にやっていきたいということですね。それからただコロナ禍で企業側も、中小企業の経営状態もかなり大変な状況にあるということで、その辺のことも考えながらということは労働者側もそれも踏まえた上

での審議を進めてもらいたいというお話でした。

それから使用者側の方は、やはりコロナの影響ですね。経済状況については今コロナ第7波ということなんですけども、特に飲食業とか観光業なんかについてはかなり厳しい状況であると。だから収益の悪化等もあるので、そういうマイナス要因も十分考えてもらいたいということ。それから賃上げの状況については、やはりデータに基づいてやってもらいたいと。根拠としてそれぞれ物価であるとか賃上げの状況、そういうデータに基づいて審議を進めるべきだというお話。それから3要素のうちでは、やはり先ほども言いましたように、支払い能力。各企業の支払い能力についても十分考えてもらいたい。これについては、最低賃金については罰則も設けられているわけなんですけども、一律適用ということなので、各企業、特に中小企業ということだと思っておりますが、そういうところの支払い能力についても十分考えていっていただきたいという御意見だったと思います。

では他になければ、それぞれの意見を十分尊重して、次回から有意義な審議を行っていきたいと思いますが、ただ今の意見を踏まえて公益委員からの御意見はございませんか。

○岡田委員

意見というか質問がそれぞれ労使にあるというのと、今部会長がまとめていただいた内容の中で、労側が言った10月1日発効というのが抜けていたのかなと思うので。そこは労側にとっては重要なことと思うのでそこは補足して。

労側への質問は、3点目の日本の賃金はそもそも低いという話の中に、最後の方だと思うのですが、外資に安い労働力が持っていかれるというような話があったかなと思うのですが、その意味が具体的によく分からなかったので教えていただければ。

○濱地委員

いわゆる日本の労働力、最低賃金を含めてですけれども、今の賃金は韓国に負けている、シンガポールにも負けているというような賃金実態があり、過去20年来賃金が上がっていないという中で、どうして周りはだんだん賃金が上がっていくのに日本だけ取り残されてしまうと、その企業も買収されるし、労働力もその方々に持っていかれるのではないかという危機感ですね。その引き抜かれるとかいったところの。

○岡田委員

それは国外流出するという意味ですね。

○濱地委員

そうです。

○岡田委員

分かりました。外資に持っていかれるんだったら国内で雇用が生まれるから何の問題もないかなと思ったんですけど、海外に持っていかれるという意味での危機感ということですね。ありがとうございます。

後使用者側にお聞きしたいのは、データに基づく議論ということで、賃金の引上げ率とか、物価の上昇率とか、支払い能力ということで挙げていただいて、そこは重要だというように思っていますので、そこは同意なんですけど、2点質問がありまして、賃上げ、物価、支払い能力以外に、地方の実情を見たときに経営者側が何か他に重要視していることはありますかということが1点と、後支払い能力といったときに、もうちょっと具体的に、特に中小零細のところで、支払い能力がどうなっているのかというのは、何か具体的には経営者側から見ると何を見たら分かるかと考えておられるのか、今教えていただければありがたいなという2点です。

○児玉委員

1つ目が、賃上げ、物価、支払い能力以外に何がということですね。いつも出てくる賃金調査表第4表ということになるかと思います。今回 という表が示されており、その辺のCランクの数字というのが明確にされているところがありますので、1.5とか2とかその辺の数字とというのが考慮に値するのかなと。ただ、これまで考慮されてきたのかということもありますので、今年において考慮すべきだと主張したいところではあるんですが、これまでの経過を考えると、これにこだわるのもいかなものかなと思わなくもない。どの数字にこだわるのかということの中で、こう言えばこう言うみたいなことの話になるんですけども、重要な数字であることには違いないなというふうに思っているところです。

もう一つの方が、支払い能力ですが、今日お示しいただいたデータの中で、未満率とか影響率とかということ、これは賃金の話ではあるんですが、やはり支払い能力のところで、最低賃金ギリギリのところスーパーとかが結構あったと思うんですけど、そういったところは人の確保ということが非常に問題になってきております。人材の確保が非常に難しい状況の中で、本当は上げたいんですね。上げて人材を確保したいというところが、上げたいんだけどもなかなかそれが上げられない。最低のところでは我慢している。というところのその業種についてはやはり難しいかなと。支払い能力は限界にきていて、これはいつも議論になりますけれども、上げることによって全体の賃金、支払っている費用を圧縮するのであれば、結局雇用も喪失されることにつながるという、こういう議論ということなんです。

○岡田委員

ありがとうございます。

一つ目は第4表を見ていくということと、二つ目は人材確保というところの本当は人が欲しいのだけれども、上がっていくと取れないというような、そんな企業はどれくらい存在するのかということですね。

ありがとうございました。

○児玉委員

一言付け加えていいですか。先ほど岡田委員から労側の方の10月1日発効を目指すというのを加えるという話があったんですが、逆にですね使側からすると10月1日にはこだわらないと。真摯な議論を重ねていくことが大事であるということで、あまり急いでやることはないよということの異議を申し付け加えたいと思います。

○富山部会長

いいですか。はい。

それぞれ意見を出していただきまして、それぞれの意見を十分に尊重して次回から有意義な審議を進めたいと思います。

ただ今10月1日にはこだわらないというお話がありましたが、目安もまだ出ていなくて、かなりタイトな審議になると思います。予備日も設けておりますが、その中で皆さん十分な議論をつくしていただきたいと思います。

それでは、その他に議題として何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

濱地委員が挙手

○富山部会長

はい。濱地委員。

○濱地委員

今後のスケジュールということで、我々の唯一の情報なんですが、実は来週火曜日、連合の全国の賃金の最賃の担当者会議が17時に開催される予定になっています。恐らく中賃での目安が出るのが月曜日ないし火曜日に出るんじゃないかなという情報の情報が入ってますので、連携の方をさせていただきたいと思います。

○富山部会長

月曜日くらいにある程度出るんじゃないかなという、中賃の方の目安ですね。経営者側の方で情報は何かありますか。

○児玉委員

特に情報はないです。

○岡田委員

連合さんの会議は夕方から。2日の夕方。

○濱地委員

2日の17時に。

○岡田委員

まだまだ2日の午前中になるかもしれないですね。

○濱地委員

そうですね。

○岡田委員

2日の夕方17時に連合さんの会議があって、目安は1日に出ればもちろんいいと思いますが、2日の午前中になる可能性も。午前中とか昼過ぎとか。17時までには出るんじゃないかなと。

○富山部会長

はい。目安のことはありますが、一応8月1日に第2回専門部会が予定されているので、これはもうそのまま開いて、そこで議論を重ねたいと思いますので、よろしくお願いします。

○児玉委員

目安が出た上で専門部会を開くことの方がより議論が煮詰まるんじゃないかということと、一方、特別小委員会については、目安とは関係がないんで特別小委員会を開くこととして、もしそこで目安があったら専門部会を開くという方が状況的にいかがでしょうか。

○岡田委員

だから9時に集まって、そのときに目安、だから明日目安が出れば普通にいいわけですよ。だから明日目安が出てれば9時に集まって、専門部会をやって特小をやるけど、明日目安が出ないんだったら、月曜日は9時に集まって特小をやる。そういうスケジュールは事務局的にはこういう流動性があっても大丈夫なんですか。

○事務局（上田）

この後日程を協議する予定ですので、このまま協議を続けてください。

○富山部会長

それではその他の議題は特にないということなので、冒頭で事務局から運営規程の提案がありました件について、まず会議の公開について、昨年度までは専門部会を原則公開として、金額審議の部分を非公開としておりましたが、本年度もこの方式を踏襲したいと思いますが、何か御意見ございますか。

よろしいでしょうか。

意見なし

はい。異議等がなければ今年度も昨年同様、金額審議の部分を非公開とすることとし、傍聴者がいる場合は退席をお願いすることといたします。

その他の議題として何かありますでしょうか。

○富山部会長

それでは、その他の議題として何かございますか。

御質問、御意見等ないということであれば、事務局もよろしいでしょうか。

○事務局（上田）

はい。

○富山部会長

他にないようであれば、本日予定していた議事は以上でございますので、本日の会議はこれで終了したいと思います。